

議案第六号

杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例
右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者 杉並区長 山 田 宏

杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める条例
(委員の定数)

第一条 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第十五条の規定により設置する杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会(以下「審査会」という。)の委員の定数は、六十人以内とする。

(会議の非公開)

第二条 審査会の会議は、非公開とする。

(委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和五十年杉並区条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表中

杉並区文化財保護審議会

日額 一、二、〇〇〇円

を

杉並区文化財保護審議会	杉並区障害者介護給付費等の支給に関する審査会
日額	会長及び合議体の長日額 委員日額
一、二、〇〇〇円	一八、五〇〇円 一六、五〇〇円

に改める。

(提案理由)

障害者介護給付費等の支給に関する審査会の委員の定数等を定める必要がある。